

令和4年7月29日

保育施設等において児童等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の 今後の対応について(濃厚接触者の特定終了など)

保護者のみなさまには、日ごろから保育施設運営にご協力をいただき、まことにありがとうございます。新型コロナウイルスへの対応についてお知らせいたします。

1. 保育施設等での濃厚接触者の特定の終了について

国通知により、感染するリスクが高い同一世帯内や重症化リスクが高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等ハイリスク施設を対象に濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を集中して実施するとされました。保育施設等については、同一世帯と比べて濃厚接触者が感染している確率も高くないことから、保護者の負担軽減や社会経済活動への影響を踏まえ、保育施設等での濃厚接触者の特定を終了します。

【運用開始日】令和4年8月1日から

※7月31日までに濃厚接触者と特定されている場合は従来どおりの取扱いとしますので、それまでに濃厚接触者と特定された方の5日間の待機期間はそのまま継続します。

2. 健康観察の実施及び引き続きの感染防止の徹底について

毎朝、必ず家庭にて児童及び保護者の体温を測定し、熱や風邪症状、また体調不良があるなど普段と様子が違う場合は、保育施設等をお休みし、必要に応じて、かかりつけ医を受診してください。保育中も同様の症状が見受けられた場合は、速やかにお迎えをお願いする場合があります。感染拡大防止にご協力いただきますようお願いいたします。

また、保護者の皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いの実施、三密の回避など、引き続き、感染防止の徹底をお願いいたします。

3. 家庭内で感染者が発生し、児童が濃厚接触者となった場合の対応について

同居家族が感染した場合は児童は濃厚接触者となります。その場合は、感染者との最終接触日、または発症後に家庭内でマスク着用などの感染対策をとり始めた日のいずれか遅い方を0日目として、**5日間の自宅待機をお願いいたします。(6日目に解除になります。)**

4. 保育料の軽減について

次の場合は、登園しない日数の保育料を軽減します。ただし、自主的に登園を控えた場合や、本市の要請によらずに保育施設等から家庭保育の協力を依頼されて登園を控えた場合は軽減の対象になりません。

- ・本市の要請により休園もしくは一部休園した場合
- ・在籍児童が感染者となった場合や同居家族の感染により濃厚接触者となった場合
- ・区保健福祉センターの判断により在籍児童が濃厚接触者と特定された場合やスクリーニング検査（PCR検査）を受けることとなり、検査結果が判明するまで家庭で保育した場合
- ・同居家族がPCR検査などを受けて検査結果が判明するまで家庭で保育した場合

5. その他

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、変更が生じた場合は改めてお知らせします。

大阪市新型コロナ受診相談センター：(電話：06-6647-0641)
相談受付時間：24時間 ※各区保健福祉センターでも電話相談を受け付けています。

大阪府：府民向け相談窓口（電話：06-6944-8197、FAX：06-6944-7579）
相談受付時間 9時から18時まで（土曜・日曜・祝日も対応）

(参考) 大阪市HP：新型コロナウイルス感染症について（電話相談含む）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

QRコードを
ご活用ください

